

## 12. 被害の認定基準・ 災害救助法関連



## 被害の認定基準

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」による）	記入上の留意事項	
人的被害	共通		○ 被害者の居住する市町と被害発生場所の市町が異なる場合は、被害発生場所の市町が計上する。	
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者	○ 当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として計上する。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者		
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者	○ 「重症」「中等症」「軽症」と混同しないこと。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者	○ 負傷程度・部位・加療期間について、可能な限り診断した医師又は病院等から正確な情報を得て適切に計上すること。
建物被害	共通	<p>「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。</p> <p>「非住家」とは、住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとし、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを計上する。</p>	<p>○ 別荘・空き家等で、現に人が居住していない場合は、「非住家」となる。</p> <p>○ 通常「非住家」と認められる店舗や倉庫等であっても、人が居住している場合で、当該居住部分に被害が生じた場合は、「住家被害」として計上する。</p> <p>なお、店舗や倉庫等のみの被害の場合は「非住家」として取り扱うが、両方に被害が及んでいる場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</p> <p>また、店舗併用住宅や店舗複合型マンション等についても同様とする。</p> <p>○ 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は、母屋とは別に各1棟として取り扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。</p> <p>また、二つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合にも各1棟として計上する。</p> <p>アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は「1」とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p>	
	住家被害	全壊	住家が、その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」による）	記入上の留意事項
建物被害	住家被害	半壊 住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失した、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	○ 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として取り扱う。
		大規模半壊 上記「半壊」のうち、構造耐力上主要な部分の補修を補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
		中規模半壊 上記「半壊」のうち、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修をおこなわなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
		半壊 上記「半壊」のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	
		準半壊 住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
		一部破損 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
		床上浸水 住家の床より上に浸水したものと全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	○ アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は次のように取り扱う。 ① 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 ② 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に計上し、2階以上に居住する世帯数は、「床下浸水」に計上する。

分類	被害項目		記入要領（「災害による被害報告について」による）	記入上の留意事項
建物被害	住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとす。	○ 店舗・事務所等複合型マンションで2階建て以上の建物の被災世帯は、1階部分の店舗等が床上・床下浸水したとしても、2階以上に居住する世帯数を「床下浸水」として計上する。
	非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用又は公共の用に供する建物とする。	○ 「建物」とは、建築基準法第2条に規定する建築物及び特殊建築物とする。
		その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田畑	流出・埋没	田畑の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
		冠水	稲等の作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	学校		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	○ 学校教育法第1条に規定する学校の建物被害とする。 ○ 一つの学校内で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、1箇所として計上する。
	病院		医療法に規定する「病院」とする。	○ 20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであって、診療所等は含まない。
	道路		道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	○ 高速自動車国道、一般国道、県道、市町道等の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設は含むが、農業用道路や林道等は含まない。 ○ 次の被害について計上し、冠水は含まない。 ① がけ崩れ等による道路の埋没 ② 土砂流出等による道路の陥没 ③ 土砂流出等による路肩の崩壊 ④ その他
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	○ 橋長が2メートル以上の次の被害について計上する。 ① 橋桁の落下又は相当程度の被害 ② 橋を支える橋台の破損 ③ 橋を支える橋脚の破損 ④ 河川の増水等による越水
	河川		河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	○ 次の被害について計上し、溢水は含まない。 ① 全壊（施設の損壊が甚だしく、補修では機能が回復しない程度の被害） ② 半壊（施設の損壊が甚だしいが、補修により機能が回復できる程度の被害） ③ 破堤による堤防外への水の流出 ④ 決壊に至らない堤防等の破損

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」による）	記入上の留意事項
その他の被害	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理に必要な臨港交通施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主な施設は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水域施設 航路、泊地及び船だまり</li> <li>② 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう（閘）門、護岸、堤防、突堤及び胸壁</li> <li>③ けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船杭、棧橋、浮き棧橋、物揚場及び船揚場</li> <li>④ 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート</li> </ul> </li> <li>○ 「漁港」は「港湾」に含まない。</li> </ul>
その他の被害	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主な施設は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>① 砂防ダム 有害土砂を貯砂、調整する目的で溪流を横断して築造される構造物で、高さが5メートル以上のもの。</li> <li>② 流路工 溪流の縦横浸食によって土砂生産が行われる場合に、護岸工床固工の併用により水路を固定し、縦横浸食を防止する構造物。</li> <li>③ 床固工 溪流の浸食防止および溪床の不安定な土砂の移動を防止する目的をもって溪流を横断して築造される構造物で、高さが5メートル未満のもの。</li> <li>④ 水制工 溪流に向かって河岸より突出し、対岸に達していない構造物。</li> <li>⑤ 山腹工 荒廃した山腹を階段石積工、植栽工等で安定させたもの。</li> </ul> </li> </ul>
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。	
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落など、斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちて人若しくは建物に被害を及ぼし、また、道路・交通等に支障を及ぼしたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流出土砂等が容易に撤去できる等、ごく軽微な被害については計上せず、倒木等も含まない。</li> <li>○ 人若しくは建物に被害がなく、道路・交通上も支障がない場合でも、その崩落・崩壊が概ね50立米を超えるものについては報告する。</li> </ul>
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の被害により汽車、電車等の運行が不能になった区間数を計上する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① がけ崩れ等による線路の崩落、埋没及び破損</li> <li>② 大規模な線路及び地盤の流出</li> <li>③ 築堤崩壊による小規模な地盤の流出</li> <li>④ 鉄橋の流出及び相当程度の被害</li> <li>⑤ 列車の脱線</li> <li>⑥ 架線の切断</li> <li>⑦ その他</li> </ul> </li> </ul>	

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」による）	記入上の留意事項
その他の災害	被害船舶	ろ（櫓）・かい（櫂）のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたものとする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	○ 発信規制により電話がかかりにくい状態となった場合は含めない。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
火災被害	共通	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
	建物		○ 「建物」とは、建築基準法第2条に規定する建築物及び特殊建築物とする。
	危険物		○ 「危険物」とは、消防法第2条に規定する危険物とする。
	その他		
罹災世帯数	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数とする。	○ 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。 ○ 寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて取り扱う。	
罹災者数	罹災世帯の構成員とする。		
災害対策本部設置		○ 災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部の設置回数を計上する。	
消防職員出動延人数		○ 消火活動や救出・救助活動、救急搬送等で出動した消防職員の延人数を計上する。	
消防団員出動延人数		○ 消火活動や救出・救助活動等で出動した消防団員の延人数を計上する。	

## 災害救助法適用基準

(災害救助法施行令抜粋)

- (1) 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。(注・三島市適用基準世帯数 100 世帯)
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯(注・2,500 世帯)の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯(注・三島市適用基準世帯数の 1/2 の世帯数)の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯(注・12,000 世帯)の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- (5) 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

(令別表第 1)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

(令別表第 2)

都道府県の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

(令別表第 3)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(令別表第 4)

都道府県の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

## 住家の滅失等の認定及び単位

全壊	住家が、その居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
半壊	住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失した、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
大規模半壊	上記「半壊」のうち、構造耐力上主要な部分の補修を補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	上記「半壊」のうち、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修をおこなわなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	上記「半壊」のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

全壊、半壊は「災害の被害認定基準について」（平成13年内閣府通知）

大規模半壊、中規模半壊は「被災者生活支援再建法」（令和2年12月4日改正ほか）

準半壊は「災害救助事務取扱要領」（令和2年3月3日）に拠る。

## 世帯及び住家の単位

住 家	現実にその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家。
世 帯	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生計を一にしている実際の生活単位</li><li>・ 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯</li><li>・ マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。</li><li>・ 寄宿舍、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。</li></ul>

※参照 災害救助の手引き（令和3年4月静岡県健康福祉部）

## 災害救助法費用限度額（静岡県災害救助法施行細則）

※参照 『災害救助の手引き』 令和4年度災害救助基準（令和5年4月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日あたり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 上記と同様  ◎期間 法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)		1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与(建設型応急住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工  ※供与期間は2年以内	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満の場合でも小規模な施設を設置できる。 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は、建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全流	夏季	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 床上浸水	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,000	2,600
	冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上 ※対象(補足) 出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内  (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合には個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇 上費 (法第4条 第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇 上費 (法第4条 第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費  災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内	

## 実費弁償

## 1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

職種	日当(1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	22,400円以内	勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125(当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額とする。	職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
薬剤師	17,100円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,800円以内		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	17,100円以内		
救急救命士	14,800円以内		
歯科衛生士	17,100円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,400円以内		
大工	30,200円以内		
左官	27,200円以内		
とび職	26,100円以内		

## 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

## 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月14日

条例第7号

最終改正 令和2年2月26日

条例第5号

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害暴風、豪雪、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民災害により被害を受けた当時、当市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

## (災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兄弟姉妹以外の遺族については、死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた者を先にし、その他の者を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹とする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 兄弟姉妹以外の遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、兄弟姉妹以外の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

## (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)がない場合及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。

(保証人及び利率)

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセントとする。
  - 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
  - 3 償還金の支払猶予等、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

#### 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

(委員会)

- 第16条 法第18条の規定に基づき、三島市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。
  - 3 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。
    - (1) 医師
    - (2) 弁護士
    - (3) その他市長が必要と認める者
  - 4 委員の任期は、その委嘱の日から当該諮問に係る調査審議が終了した日までとする。
  - 5 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 補則

(規則への委任)

- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(略)

附 則(令和2年条例第5号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 被災者支援制度一覧表

制度名	支援制度の概要	罹災証明書の有無	お問合せ先					
罹災証明書の発行	★火災により被害(住家以外も含む)が生じた場合 火災により被害が生じ、消防署の調査を受けた方に対し「罹災証明書」を発行します。		三島消防署 予防係 972-5800					
	★地震、風水害等の災害により住家に被害が生じた場合 災害(火災を除く)により被害が生じ、公的支援を必要とする方に対し、住家の被害程度を判定した「罹災証明書」を発行します。		課税課資産税係 983-2758 983-2627					
被災証明書の発行	地震、風水害等の災害(火災は除く)により、住家以外の家屋、構築物等(物置、カーポート、ブロック塀、柵等)や土地について、被害があったことを証明する「被災証明書」を発行します。		課税課資産税係 983-2758 983-2627					
災害弔慰金の支給	災害救助法等が適用された災害により死亡された市民のご遺族に対して災害弔慰金を支給します。 ・死亡者が生計を主として維持していた場合 500万円 ・その他の場合 250万円	場合により必要(被災証明書)	福祉総務課 983-2610					
被災者生活再建支援制度(国制度)	1 趣旨 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とします。 2 対象の自然災害 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 3 支給額(世帯人数が一人の場合は以下の表の3/4の額)	必要	福祉総務課 983-2610					
	被災世帯の区分			損害割合	支援金の支給額			
	全壊			50%以上	100万円	基礎支援金	加算支援金	
						建設・購入	住宅の再建手段	支給額
							補修	200万円
	大規模半壊			40%台	50万円	基礎支援金	加算支援金	
						建設・購入	住宅の再建手段	支給額
補修		100万円						
中規模半壊	30%台	—	基礎支援金	加算支援金				
			建設・購入	住宅の再建手段	支給額			
				補修	100万円			
			基礎支援金	加算支援金				
			補修	50万円				
			賃借	25万円				
	※国の制度の対象とならない災害により、被害を受けた世帯に対する静岡県独自の制度である「被災者自立生活再建支援補助金」があります。							
災害見舞金の支給	災害により被害を受け、弔慰金や他の見舞金等を受けていない市民に対して災害見舞金を支給します。 ・全壊、全焼、流出した住居に居住していた世帯の世帯主 3万円 ・半壊、半焼した住居に居住していた世帯の世帯主 2万円 ・床上浸水した住居に居住していた世帯の世帯主 1万円 ・死亡した市民(当該災害による負傷により、当該災害のやんだ日から起算して7日以内に死亡した市民を含む。)の遺族 3万円 ・災害により負傷し、概ね1月以上の療養を要する市民 2万円	場合により必要(被災証明書、火災は原則不要)	福祉総務課 983-2610					
災害障害見舞金の支給	災害救助法等が適用された災害により身体または精神に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給します。 ・生計を主としていた者の場合 250万円 ・その他の者の場合 125万円	場合により必要(被災証明書)	福祉総務課 983-2610					
災害救援品等の支給	災害により住居が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水した市民、避難所等に避難を要する市民に対して毛布等の災害救援品を支給します。	不要	福祉総務課 983-2610 (日赤三島市地区)					

制度名	支援制度の概要	罹災証明書の有無	お問合せ先
災害援護資金貸付	<p>災害救助法が適用された災害により、次の被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主が災害により負傷し、概ね1ヶ月以上の療養を要する等</li> <li>・住居又は家財の価額の概ね1/3以上の損害等</li> <li>・住居の半壊又は全壊・流出</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	場合により必要(被災証明書)	福祉総務課 983-2610
生活福祉資金貸付	<p>災害が発生した際に厚労省通知等により特例貸付を行います。この場合、通常の貸付対象及び限度額等が特例により変更される場合があります。</p>	必要(場合により被災証明書)	社会福祉協議会 972-3221 (福祉総務課) (983-2610)
住宅の応急修理	<p>災害救助法が適用された災害により、住家が半壊(半焼)もしくは、これに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の被害を受け、そのままでは当面の生活ができず、また、自らの資力では応急修理ができない市民に対し、必要最小限の修理を行い、被災者の生活の安定を図ります。</p> <p>対象及び限度額</p> <p>① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 &lt;限度額(1世帯当たり)&gt; 半壊の場合 706,000円 準半壊の場合 343,000円 &lt;完了の期間&gt; 災害発生の日から3ヶ月以内 ※特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)</p> <p>② 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分(屋根等に被害を受け雨漏りの恐れがある住家へのブルーシート等の展張など) &lt;限度額(1世帯当たり)&gt; 50,000円以内 &lt;完了の期間&gt; 災害の発生から10日以内</p>	必要	住宅政策課 三島住まい推進室 983-2639
住宅の障害物の除去	<p>災害救助法が適用された災害により、住宅が半壊(半焼)又は床上浸水し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では障害物を除去できない方に対し、引き続き住宅に住むことができるよう、障害物の除去を行います。</p> <p>※応急仮設住宅の入居者は対象にはなりません。</p> <p>1 除去の対象 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所にある障害物</p> <p>2 完了の期間 災害発生の日から10日以内</p> <p>3 費用の限度額 138,700円</p> <p>4 対象経費 除去のために必要な機材等の借上、購入費等</p>	必要	住宅政策課 三島住まい推進室 983-2639
応急仮設住宅への入居	<p>災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出の被害を受け、居住する住家が無く、また、自らの資力では住宅を得ることのできない者に対して、仮設住居を提供し、被災者の生活の安定を図ります。</p> <p>※居住する住宅の応急修理のための仮住居としては、入居できません。</p> <p>1 入居の期間 仮設住宅完成後原則2年を限度とします。2年以内に新しい住居を確保してください。</p> <p>2 入居に係る費用 家賃は無料です。電気・ガス・水道・下水道・浄化槽の検査料及び使用料・情報基盤施設使用料、共益費などは入居者の負担。</p>	必要	住宅政策課 三島住まい推進室 983-2639

制度名	支援制度の概要	罹災証明書の有無	お問合せ先
市営住宅への仮入居	<p>災害により、住家が全壊、全焼又は流出の被害を受け、居住する住家が無く、また、自らの資力では住宅を得ることのできない者に対して、市営住宅を提供し、被災者の生活の安定を図ります。</p> <p>1 入居の期間 入居日から原則1年間を限度とします。1年以内に新しい住居を確保してください。 ※入居資格がある方は、再度入居の手続きを行った上で、継続して入居が可能となる場合があります。</p> <p>2 入居に係る費用 家賃は居室により異なります。電気・ガス・水道・下水道・浄化槽の検査料及び使用料・情報基盤施設使用料、共益費、引越し費用などは入居者の負担になります。</p> <p>3 設備について 家具、家電等は備えておりませんので、必要なものは入居者の負担で用意いただきます。</p>	必要	住宅政策課 三島住まい推進室 983-2639
下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の徴収猶予	火災による建物の被害を受けたとき、焼失の割合が部分焼又は半焼の場合は1年以内、全焼の場合は2年以内。震災・風水害による住家の被害を受けたとき、罹災証明記載の罹災の程度が半壊又は大規模半壊の場合は1年以内、全壊の場合は2年以内徴収猶予します。	必要	下水道課 983-2662
浄化槽設置事業費補助金	<p>公共下水道の予定処理区域以外の地域及び、集中合併処理浄化槽使用区域外の地域で、災害による住宅の建替え・増築に伴い合併浄化槽を設置する場合。または災害によって浄化槽が故障したことに伴い更新もしくは改築する場合(10人槽以下)に下記の金額を上限に補助します。</p> <p>～5人槽 332,000円 6人槽～7人槽 414,000円 8人槽～10人槽 548,000円</p>	場合により必要	生活排水対策室 983-2662
火災上下水道料金の軽減	火災の消火活動により使用水量の著しい増加が認められるとき、上下水道料金の軽減ができる場合があります。	場合により必要	水道課 983-2657
国民健康保険一部負担金の減免	災害により死亡し、身体に障害のある者となり、又は、資産に重大な損害を受け、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に申請により、一部負担金を減免します。	被害の程度を証明する書面が必要	保険年金課 983-2604
後期高齢者医療保険料の減免	災害により、住宅その他の資産について著しい損害を受けた被保険者について、被保険者及び属する世帯の世帯主の前年所得金額、資産の損失割合等の条件により後期高齢者医療保険料を減免します。	被害の程度を証明する書面が必要	保険年金課 983-2710
後期高齢者医療制度の一部負担金の減免	災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請によって静岡県後期高齢者医療広域連合が認めた場合、一部負担金を申請日から起算して3月以内減免します。ただし、納期が到来した後期高齢者医療保険料を完納している人に限ります。	被害の程度を証明する書面が必要	保険年金課 983-2710
介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の減免	災害により財産に著しい損害を受けた場合、損害の程度及び被保険者本人の所得に応じた利用者負担額の軽減又は免除ができる場合があります。	必要	地域包括ケア推進課 983-2759
介護保険利用者負担額の減免	災害により財産に著しい損害を受けた場合、介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減又は免除ができる場合があります。	必要	介護保険課 983-2607
介護保険料の減免	災害により財産に著しい損害を受けた場合、介護保険料を減免又は免除できる場合があります。	必要	介護保険課 983-2607
障害福祉サービスに係る利用者負担の特例給付	災害により財産に著しい損害を受けた場合、特例給付による障害福祉サービスに係る利用者負担額の軽減又は免除を行います。	必要	障がい福祉課 983-2691

制度名	支援制度の概要	罹災証明書の有無	お問合せ先
個人住民税の減免	災害により個人住民税の納付が困難となった方について、所得の状況や被害の程度により個人住民税の減免が受けられる場合があります。	必要	課税課市民税係 983-2626
固定資産税及び都市計画税の減免	災害により被害を受けた土地、家屋又は償却資産について、その被害の程度により、固定資産税及び都市計画税の減免が受けられる場合があります。	不要	課税課資産税係 土地関係 983-2627 家屋・償却資産関係 983-2758
国民健康保険税の減免制度	災害により国民健康保険税の納付が困難となった方について、被害の程度により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。	必要	課税課市民税係 983-2626
児童手当認定請求の延長	児童手当の支給要件があるにもかかわらず、災害により認定請求ができなかったと認められる場合、認定請求することが可能となった日から15日以内に請求することにより、災害により認定請求することができなくなった日の属する月の翌月から支給を開始します。	必要	子育て支援課 983-2712
児童扶養手当認定請求の延長	児童扶養手当の支給要件があるにもかかわらず、災害により認定請求ができなかったと認められる場合、認定請求することが可能となった日から15日以内に請求することにより、災害により認定請求することができなくなった日の属する月の翌月から支給を開始します。	必要	子育て支援課 983-2712
児童扶養手当の災害特例	児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額又は支給停止されている方において、災害により住宅、家財等の財産について、その価格の概ね二分の一以上の被害を受けた場合は、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当額を全額支給とします。	必要	子育て支援課 983-2712
保育所入所にかかる保育料の減免	災害等により多額の出費をしたため、保育料の納付が困難であるとき、保育料の額を減額し、又は免除することができます。	場合により必要	子ども保育課 983-2611
就学援助制度	災害等により、小・中学校へ就学することが困難な児童・生徒の保護者に対して、学校生活で必要となる費用の一部を援助しています。	必要	学校教育課 983-2670
災害廃棄物の手数料免除	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りなどにより生じた一般廃棄物の処理手数料を免除します。	必要(「被災証明書」又は「被害と廃棄物の状況が分かる写真」でも可)	廃棄物対策課 971-8993
火災廃棄物の手数料免除	火災により生じた一般廃棄物の処理手数料を免除します。	必要	廃棄物対策課 971-8993